

農業振興地域整備計画の見直しについて

1. 計画の位置付け等

- ・農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）については、第八次総合計画の重点事業、検討事項に位置付け、見直しを進めてきたものであり、令和3年3月の市議会産業建設委員会において農業振興地域の見直しの方向性を協議した後、令和4年度から基礎調査を進めている。
- ・現在の農振整備計画は、農業振興地域と農振農用地の地域が、本来指定されるべき地域と異なっており、根幹を成すべき農地のゾーニングに不明確な状況となっている。
- ・今回、これまでの基礎調査等を踏まえた市の方向性をまとめ、農振整備計画を見直していくこととする。

※農業振興地域整備計画とは

- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、市が優良な農地を保全し、農業振興の施策を実施するために策定するもの。

2. 現状と課題（基礎調査結果）

- ・現在、市内の農業振興地域は19,548haで、その内、農振農用地として指定している土地が8,496haあり、それらの地域は農地目的以外での利用が制限されている。
- ・農家を対象としたアンケート調査では、5年後も継続して耕作する意思がある人が、全体の7割以上を占め、今後の農業経営についても、半数が現状の規模を維持したいと希望している。また、農村的な環境が損なわれない程度に都市化を進めていくことが望ましいとの意見が多かった。
- ・航空写真を利用した地目判読では、現況が農地でなくなっている土地（山林・原野化2,648ha、宅地化等58ha）が数多く見付き、それらは農振農用地に指定されたままになっている。
- ・一方で、現状が優良農地（編入対象地218ha）であるにもかかわらず、農振農用地に指定されていないものも見つかった。

3. 国の方針

- ・国は、食料安定供給に向けた農地の総量確保のため、県全体の面積目標を厳格に確保していく方針を示しており、令和7年には農業振興地域の整備に関する法律が改正される予定である。
- ・また、国は地域の持続可能な農業を推進するため、令和5年に将来の農地利用

の姿を目標地図として明確化する地域計画の策定を法定化し、市町村に計画の策定を求めている。

4. 基礎調査等を踏まえた市の方針 別紙 1

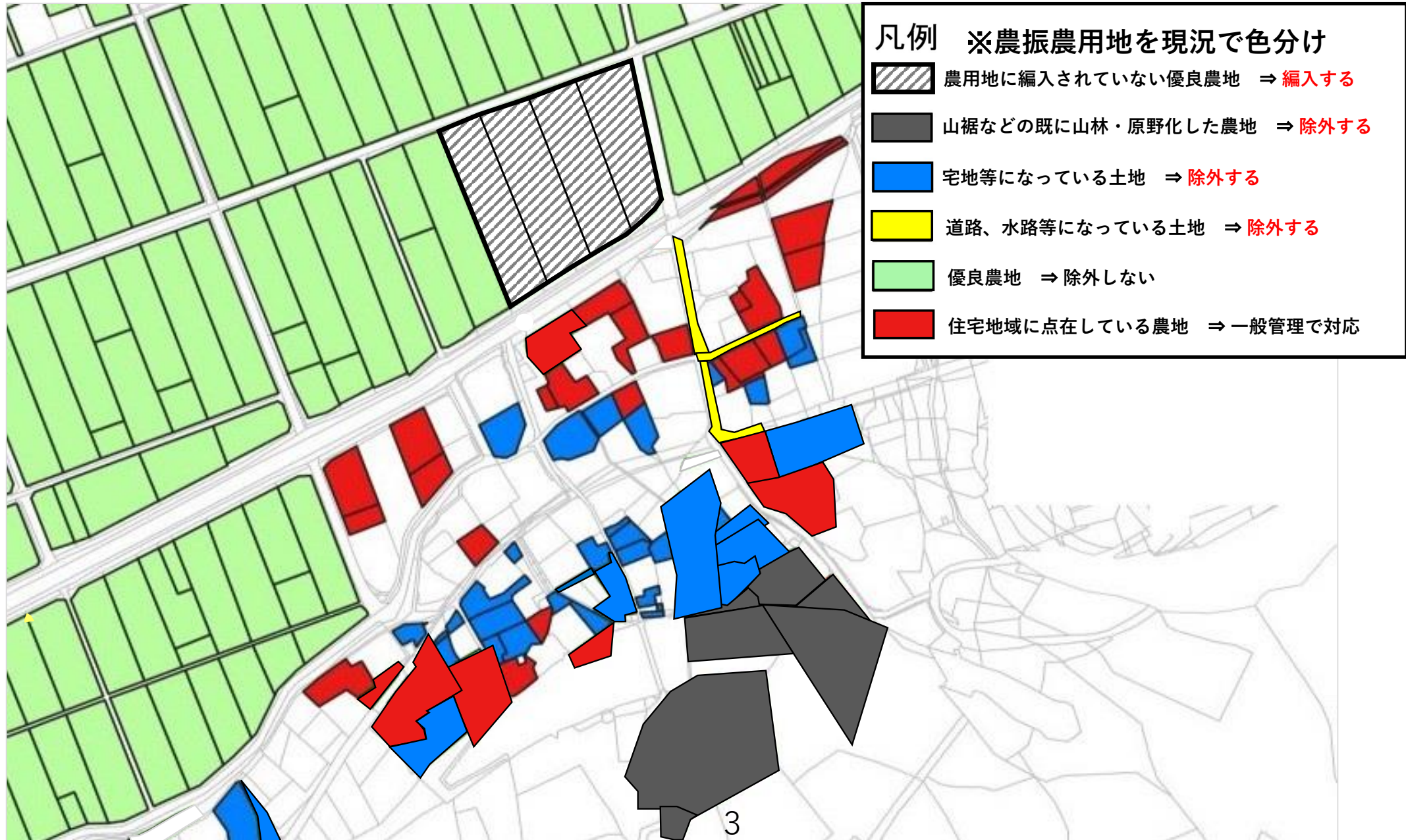
- ・優良農地であるにもかかわらず農振農用地に指定されていない土地は、農振農用地に編入し指定する。
- ・既に現況が農地でなくなっている土地（※）は農振農用地から除外する。
※現況が農地でなくなっている土地
 - 山裾などの既に山林・原野化した農地
 - 宅地等になっている土地
 - 道路、水路等になっている土地
- ・住宅地域に点在している農地についても、農振農用地からの除外について検討したが、国の方針や目標地図の策定状況、アンケート調査の結果を勘案し、今回の見直しでは農振農用地からの除外はしないこととする。ただし、今後の一般管理において、農振農用地の除外要件の緩和について検討する。

5. スケジュール

令和 7 年	2 月	市農業委員会
	3 月	農業振興地域整備促進協議会 県農振整備計画管理部会
	4 月	県へ事前協議
	8 月	公告縦覧
	10 月	県へ変更協議
	12 月	県の同意
令和 8 年	1 月	変更告示

農用地現況色分け図（イメージ）

別紙 1



◆ 農業振興地域のあり方の検討【検討事項】

≪ 1. 背景、経緯及び市の現状 ≫

① 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)について

○昭和20年代後半から昭和40年代の高度経済成長期において農地が無秩序に開発(潰廃)されていく状況等を踏まえ、農業の健全な発展を図るとともに合理的な利用に寄与することを目的として制定(昭和44年7月)

※その後、国(農林水産大臣)は、概ね5年ごとに「農用地等の確保等に関する基本指針」を制定(変更)

参考：昭和27年農地法制定、昭和43年都市計画法制定

② 農業振興地域(青)について

○県は、国の基本指針に基づき、「農業振興整備基本方針」を策定し、市と協議のうえ「農業振興地域」(青)を指定(昭和45年3月)

その後、県は、国の指針の制定(変更)を受け、部分的な見直しや方針変更を実施

※農業振興地域・・・自然的等の諸条件を考慮して、一体として(青)農業の振興を図ることが相当であると認められた地域

○市の農業振興地域面積(青) 19,548ha

・ここ10年間以上は、見直しはしていない

③ 農用地(緑)について

○市は、県の指定した農業振興地域(青)内において、優良農地の確保・保全等のため昭和45年10月に農業振興地域整備計画を策定し、その中で「農用地(緑)」を指定

※農用地・・・・・・農業振興地域内で、土地改良事業等の実施及び新たに農地として編入され、農業振興地域整備計画に指定された区域

○農業振興地域(青)内には、農用地(緑)、農振区域(農振白地)の2区分が存在

○市の農用地(緑) 8,498ha

○市の農振区域(農振白地) 11,050ha

※農用地(緑)については、農振法、農地法が適用される

④ 農振区域(農振白地)について

※農振区域(農振白地)・・・農業振興地域内で、農用地以外の区域及び農用地から除外された区域

※農振区域(農振白地)内の農用地については、農振法の規制は適用されないが、農地法が適用され転用等の手続きが必要となる

≪ 2. 課題 ≫

- ① 農業振興地域(青)と農用地(緑)について
- 農業振興地域(青)と農用地(緑)の地域が、本来指定されるべきである地域と異なっており、根幹を成すべきはずの農地のゾーニングが不明確な状況となっている(資料1-1)
- (1)当初の指定時において、土地基盤整備や土地改良事業等の計画地も含め農業振興地域(青)又は農用地(緑)に指定したが、事業等が実施されないまま指定のみされている箇所がある
- (2)指定後、土地基盤整備や土地改良事業等を実施した箇所(本来優良農地として農用地(緑)に設定されるべき農地)が、指定されていない
- (3)山裾の農地や区画が狭小・不整形である農地や住宅地に点在している農地等、条件が悪い農地であるにも係わらず農用地(緑)に指定されたままの箇所がある
- ② 市全体の施策との整合について
- (1)都市基本計画との整合性を図る必要がある(資料1-2)
- (2)森林整備計画との整合性を図る必要がある(資料1-3)
- ③ 特別管理(基礎調査)について
- 特別管理において個別の農用地除外は行ってきたものの、全体の現況や将来の見通しを踏まえた農業振興地域等の見直しは実施していない



≪ 3. 対応 ≫

● 農業振興地域(青)、農用地(緑)が現況と乖離している状況は、今後の農業振興政策等において支障が生じるため、基礎調査を実施し、特別管理制度のもと、農業振興地域(青)、農用地(緑)を見直す

※令和8年度以降は、状況等を踏まえて実施(原則5年ごと)

今後の予定

R4～R5	基礎調査事業	2年間
R6	基礎調査の結果を踏まえ関係機関との調整、都市基本計画等との整合など	1年間
R7	特別管理(農業振興地域等の見直し)	—

● 一般管理及び特別管理の取り扱いの見直し

・これまで特別管理において対応していた周囲の土地の利用状況等(75%ルール)を考慮した個別案件の農用地除外については、原則、一般管理のなかで対応する

調査概要

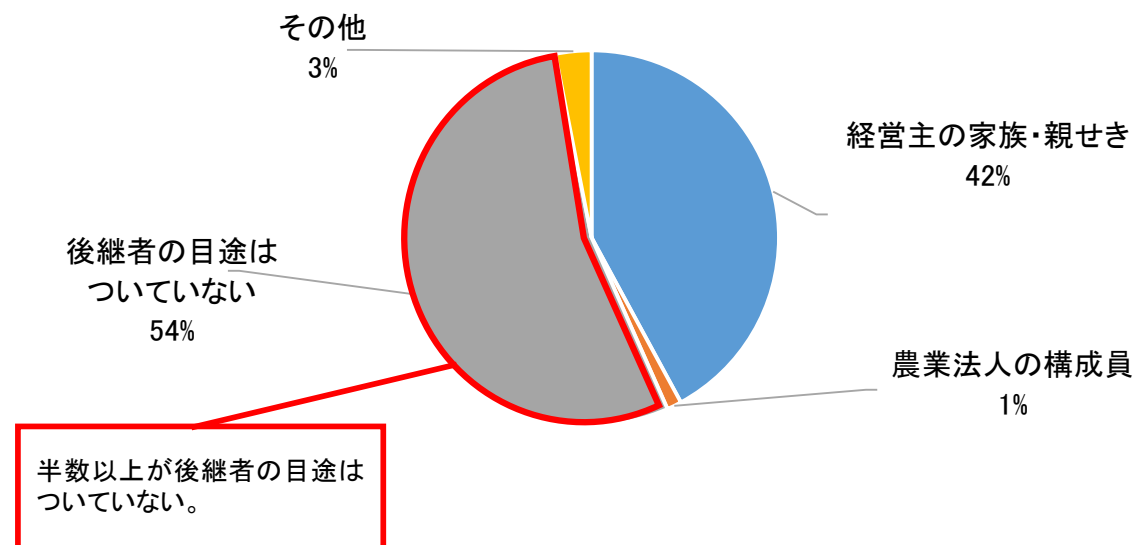
農家台帳に記載された農家を対象として、2023年11月に調査票を配布し、2023年12月15日を期限として回収した。

配布部数：1,000部 回収部数：762部 回収率：76.2%

将来の意向・展望（抜粋）

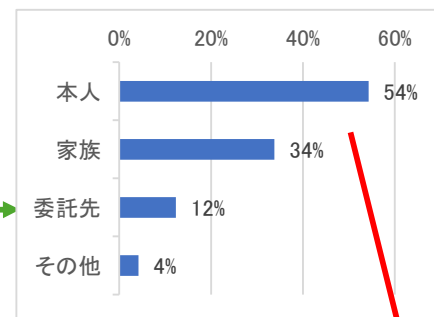
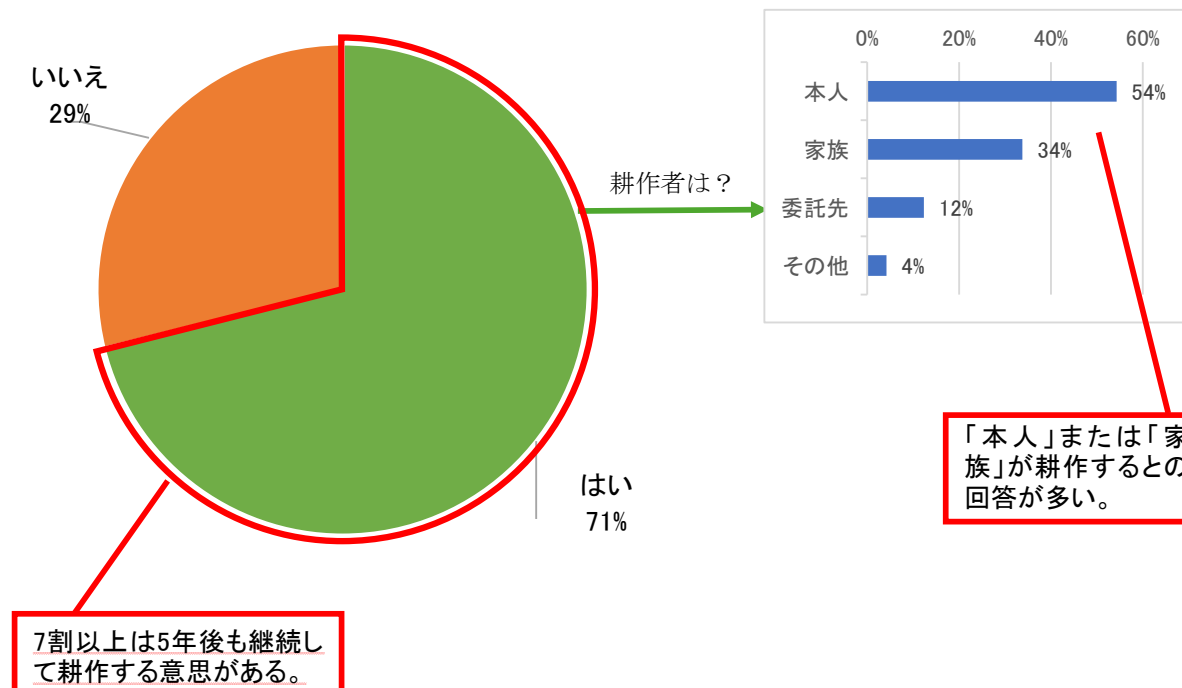
① 後継者についてお答えください。

（有効回答数：708【単一回答】）

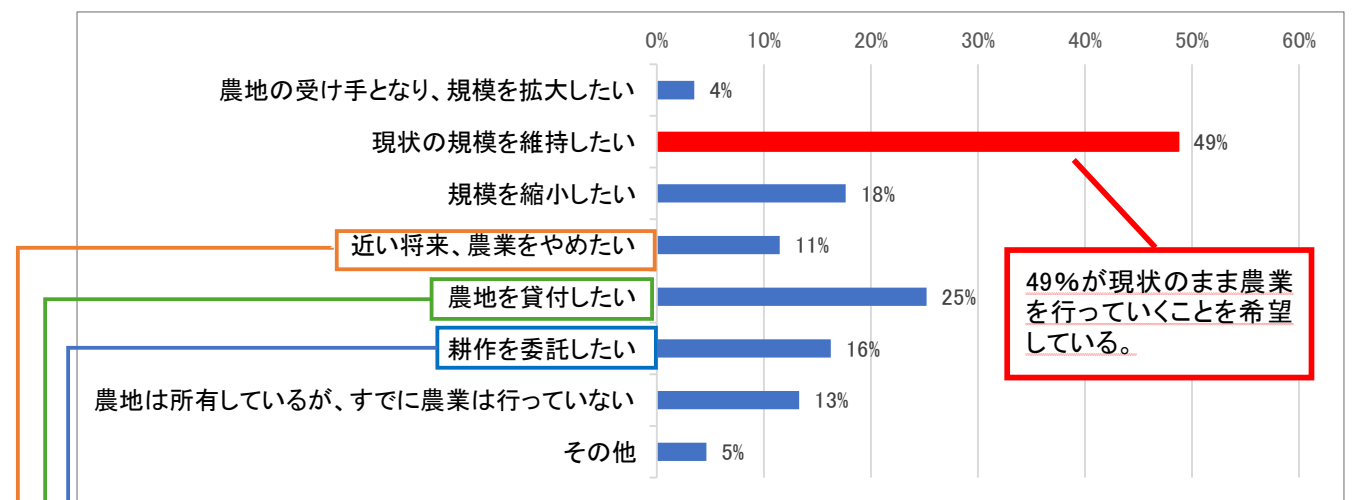
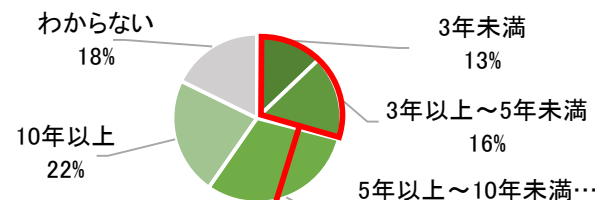


② 5年先も継続して耕作できますか。

（有効回答数：714【単一回答】）

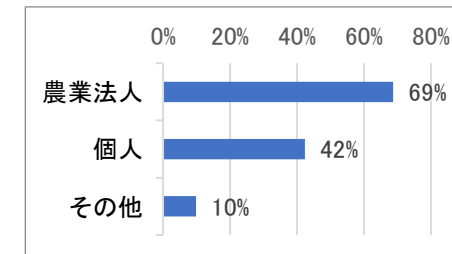


③ 農業経営の今後についてお答えください。（有効回答数：714【複数回答】）

農業をやめたい具体的な時期
（有効回答数：62【単一回答】）

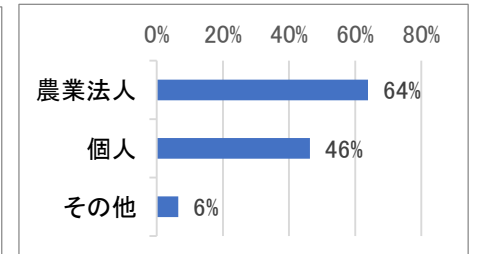
貸付先は？

（有効回答数：180【複数回答】）



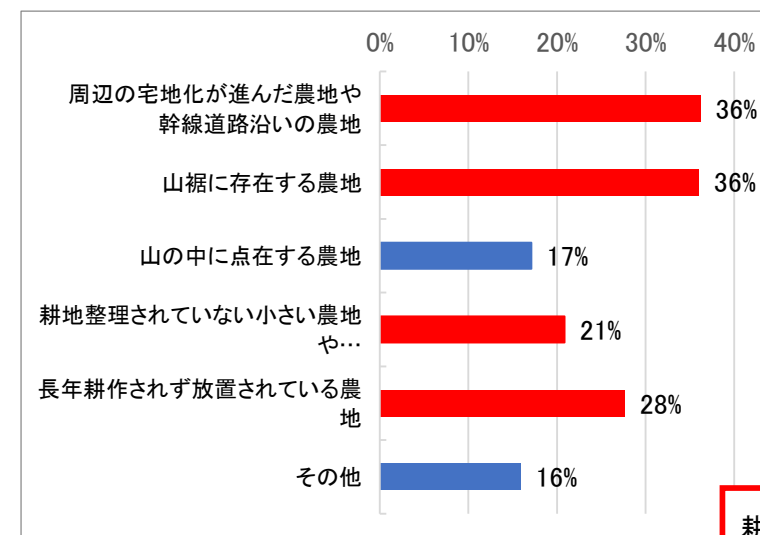
委託先は？

（有効回答数：108【複数回答】）



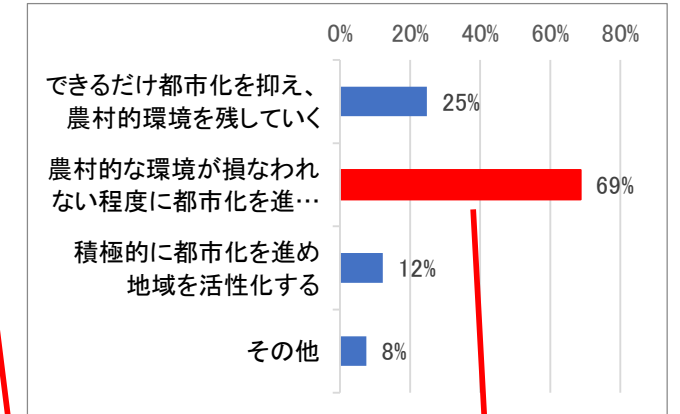
貸付先、委託先ともに6割以上が農業法人、4割強が個人との回答である。

④ あなたが、除外せずこのまま農地として守るべきと思う農地に印をつけてください。（有効回答数：561【複数回答】）



耕作条件が悪くても、除外しないで農地を守るべきとの回答が多い。

⑤ 高山市の将来像として、どのような方向が望ましいと思いますか。（有効回答数：706【複数回答】）



農村的な環境が損なわれない程度の開発を望む回答が多い。